

① 本町に暮らす性的マイノリティの人権について

「広報ながよ」令和5年12月号に「多様な性について知識を深めよう」と題した性的マイノリティについての特集が掲載された。約11人に1人が性的マイノリティだとした上で、性的マイノリティが直面している問題として「配偶者と同等の福利厚生が受けられない」「パートナーが入院した際に家族として認められず面会を拒否された」などを紹介する内容であったが、これらの差別の是正につながる施策であるパートナーシップ制度の導入を4年間にもわたり否定し続けているのが他でもない吉田町長であるにも関わらず、まるで長与町が性的マイノリティに理解があるかのような広報は、偽善・欺瞞であると感じる。一体どのような立場から、どのような意図でこの記事に掲載したのか、本町に暮らす性的マイノリティの人権をどう考えているのか、以下の質問を通して町長に改めて問う。

- (1) 「11人に1人が性的マイノリティ」と広報するという事は、本町内に約3,500人の性的マイノリティがいると認識しているということになる。パートナー宣誓をすれば県内でも長崎市、大村市、諫早市で利用できる官民のサービスを3,500人ももの町民が使えない状況にある町が幸福度日本一であるという評価に値すると思うか。
- (2) 町長は4月の町長選挙への出馬を表明しているが、吉田町長が続投すればまた今後4年間は本町へのパートナーシップ制度導入はないと落胆する当事者もいるのではないかと思うが、どう考えるか。
- (3) 制度導入を求める訴えに対し「反対の声もある」というが、具体的にどのような理由・内容の反対意見が何件あるのか。
- (4) 令和4年12月定例会での同趣旨の一般質問に対し、総務課長が「県の人権会議で、長与町は導入したい、県でぜひ導入を、と意見を言った」との旨の答弁があったが、正確に、いつ行われた何という会議で、誰に対して正確にどう発言したのか、当該会議の議事録に基づき示してもらいたい。
- (5) 「町民の理解が進んでいない」と言うのであれば、反対意見を送ってくる人にこそ「理解を求める」のが行政の役割ではないか。人権救済の施策への反対意見を尊重する自治体が「幸福度日本一」になり得ると思うか。

② 生徒指導提要の実践状況について

小学校から高等学校までの生徒指導について網羅的にまとめた学校・教職員向けの基本書として、文部科学省は平成22年に「生徒指導提要」を作成し、時代の変化を取り入れて今日的な課題に対応するために令和4年12月に12年ぶりの改訂を行った。改定から1年、本町の学校教育にこの改定がどのように反映されているか聞く。

- (1) 校則について書かれた第3章6.1の(3)および(4)に、社会の変化などを踏まえて校則を絶えず見直す必要性と、見直しへの児童生徒および保護者の参加の必要性が書かれているが、本町の3中学校において、過去3年間で見直された校則はあるか。ある場合はその内容と、その見直しへの生徒および保護者がどう関わったかを具体的に聞く。
- (2) 第3章6.1の(2)に「普段から学校内外の関係者が参照できるように学校のホームページ等に公開しておくこと」が適切だとあるが、本町の3中学校のホームページのいずれにも公開されていない。提要に照らすと適切ではない状態だといえると思うが、公開していないのはなぜか。また、今後公開する予定はないのか。
- (3) 不登校傾向の児童生徒への校内での支援の一つに別室登校があり、重要な別室の一つに図書室がある。現在は本町では1校に1名いる学校司書が児童生徒

に細やかに対応できていると思うが、来年度は1名減員すると聞いている。提要の第10章3.4(2)において、不登校生徒のために「別室で安心して過ごせるよう、教職員の配置や学習機会の整備」「安全・安心な場所の確保」が求められているが、そのためには学校司書1校1名体制を維持すべきと考えるが、どうか。

- (4) 町教育委員会の議事録を読む限り、改定後一度もこの生徒指導提要について定例教育委員会で話されていない。提要は現場の教職員のためのものとはいえ、提要の前書きでも教育委員会などの学校関係者に活用されることが望まれており、大幅改定の事実と内容、経緯などを教育委員会で共有すべきと考えるがどうか。